

北海道電力株式会社「石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価書」
に係る確定通知について

平成26年3月24日
経済産業省

当省は、北海道電力株式会社「石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、北海道電力株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた北海道電力株式会社は、同条第2項の規定に基づき、北海道知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成24年 2月23日 |
| 住民意見の概要等受理 | 平成24年 4月27日 |
| 北海道知事意見受理 | 平成24年 7月25日 |
| 経済産業大臣勧告 | 平成24年 8月15日 |

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価準備書受理 | 平成25年10月16日 |
| 住民意見の概要等受理 | 平成25年12月 9日 |
| 北海道知事意見受理 | 平成26年 2月18日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成26年 2月21日 |
| 経済産業大臣勧告 | 平成26年 3月 7日 |

| | |
|------------|-------------|
| 環境影響評価書受理 | 平成26年 3月17日 |
| 経済産業大臣確定通知 | 平成26年 3月24日 |

問い合わせ先：電力安全課 磯部、樫福
電話03-3501-1742（直通）